

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成30年5月8日開催）

付議事案名：(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画(案)の策定に伴う庁内検討委員会の設置について

提案課 教育委員会事務局 生涯学習課

議事要旨公開・時限非公開の別

① 決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② (庁議で集約) 後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

市民にとって文化と芸術を一層身近なものとするとともに、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するため、平成30年4月1日に「国立市文化芸術条例」を施行した。同条例では文化芸術施策の推進に関する計画の策定について定められていることから、条例の基本理念や基本方針を尊重し実効性を有した「(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画」を策定していく。

同計画については、条例に基づき国立市文化芸術推進会議に諮り検討を行っていくが、施策の体系や文化芸術関連事業を整理するにあたり、関係課を含めて調整が必要となることから、(仮称) 国立市文化芸術推進基本計画策定庁内検討委員会を設置することについて、庁内の合意形成を図ることを目的として付議する。

2. 経過及び現状（主なもの）

平成29年6月～平成30年1月…(仮称) 国立市文化芸術振興条例検討委員会において条例案を検討

平成30年2月26日…平成30年国立市市議会第1回定例会へ国立市文化芸術条例案を上程

4月 1日…国立市文化芸術条例案が施行

3. 具体的な措置

設置要綱の制定により庁内検討委員会を設置。年度内の計画策定を目指し文化芸術推進会議において議論を進める中で、施策の実現可能性等を庁内検討員会において整理する。庁内施策の調査等も行いつつ全4回程度の会議開催を予定。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な質疑等】

・庁内検討委員会と文化芸術推進会議との関係性如何。
→ (仮称) 国立市文化芸術推進基本計画は、有識者等により構成される文化芸術推進会議に計画案を諮問する形で策定する。その検討過程において、庁内検討委員会が庁内施策の整理、提案施策の実現可能性の検討等を担う。

・庁内施策の整理はどのように行うのか。
→ 文化芸術推進会議において具体的な施策の検討を行うに先立ち、庁内施策の調査を行う予定。

・文化芸術条例に必要な財政上の措置を講ずる市の責務規定があるが、計画と予算措置との整合をどのように図るか。
→ 計画に大規模な事業を具体的に記載することは想定していないが、計画に基づく文化芸術施策の推進に必要な事業の実施に際しては、予算調整のプロセスの中で実現を図っていく。